

富良野市空家等の適切な管理に関する条例をここに公布する。

平成28年 月 日

富良野市長

富良野市条例 号

### 富良野市空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理について、所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、当該管理に関し必要な事項を定めることにより、地域の良好な生活環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 市内に所在する空家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者及び市内に事務所及び事業所を有する法人をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、特定空家等の所有者等と当該特定空家等による害を被るおそれのある者の間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように、適切に管理しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、空家等の適切な管理に関し必要な情報の収集に努めるものとする。

2 市は、空家等が適切な管理が行われていないことにより、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定めるもののほか、その他の空家等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、市内における良好な生活環境の確保に努めるとともに、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するものとする。

2 市民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(実態調査)

第7条 市長は、前条第2項の規定による情報提供があったとき、又は第4条に規定する管理が行われていない恐れがあると認めるときは、当該空家等に関し実態調査を行うことができる。

2 市長は、法並びにこの条例の施行のために必要があるときは、官公署に対し、文書の閲覧及び資料の提供を求めることができる。

(立入調査)

第8条 市長は、前条の規定による実態調査のほか、必要があると認めるときは、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、職員を空家等の敷地及び当該空家等の内部に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 市長は、前項の規定により立ち入り調査を行おうとするときは、その調査する日の5日前までに、空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定空家等の認定)

第9条 市長は、前2条の規定により実態調査又は立入調査をした空家等の管理が適切でなく、市長が別に定める基準に該当すると思慮するときは、当該空家等を特定空家等として認定することができる。

(助言又は指導)

第10条 市長は、第7条及び第8条の調査結果に基づき、特定空家等の所有者等に対して必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、実態調査に基づき、必要と認めるときは、第9条の規定による認定が無い場合であっても、空家等の所有者等による適切な管理を促進するため、必要な措置のほか、情報の提供及び助言など必要な通知を行うことができる。

(勧告)

第11条 市長は、前条第1項の助言又は指導を行った場合において、特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた特定空家等の所有者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の勧告を受けた特定空家等の所有者等が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定空家等の所有者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において市長は、特定空家等に対し標識を設置することにより、その旨を明示しなければならない。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする特定空家等の所有者等に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなくてはならない。

3 前項の規定による通知書の交付を受けた特定空家等の所有者等は、その通知書の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し意見書の提出又は公開による意見の徴収を請求することができる。

4 市長は、前項の規定により公開による意見の徴収の請求を受けたときは、

意見徴収の期日の3日前までに、命じようとする措置の内容及び意見の徴収の期日及び場所を所有者等に通知するとともに、告示しなければならない。

5 第1項の規定による命令については、富良野市行政手続条例（平成9年条例第1号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は適用しない。

（代執行）

第13条 前条の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等が、その命令を履行しない場合において、他の手段によって命令の履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益を損なうと認めるときは、市長は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該命令を受けた特定空家等の所有者等がなすべき措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた特定空家等の所有者等に請求することができる。

（緊急安全措置）

第14条 市長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害（以下この条において「危害等」という。）を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じようとするときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該処置の内容を当該空家等の所有者等に通知し、同意を得なければならない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

4 第2項の規定に関わらず、市長は、緊急安全措置を講じようとする場合において、当該措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないとき、または危害等を予防するために通知するいとまがないと認めるときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置等の内容を告示するものとする。

（関係機関との連携）

第15条 市長は、空家等に関し災害又は犯罪を防止する必要があると認めると

きは、市の区域を管轄する警察及びその他の関係機関等に必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(富良野市空家等対策協議会)

第16条 本市における空家等の適切な管理の推進を図るため、法第7条第1項の規定に基づき、富良野市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。